

平成 27 年 5 月 12 日

各位

会 社 名 株式会社ドリームインキュベータ 代表者名 代表取締役会長 堀 紘一 (コード番号 4310 東証第一部) 問合せ先 執行役員 原田 哲郎 (TEL 03-5532-3200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更の件を 平成27年6月11日開催予定の第15回定時株主総会に付議することにいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことから、現行定款第31条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 款 変 行 定 更後定款 (取締役の責任免除) (取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 第31条 (現行どおり) 2. 当会社は会社法第427条第1項の 2. 当会社は会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間に、 規定により、取締役(業務執行取締 同法第423条第1項に規定する社 役等である者を除く)との間に、同 法第423条第1項に規定する社外 外取締役の損害賠償責任を限定 取締役の損害賠償責任を限定する する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責 契約を締結することができる。ただ 任の限度額は、法令が規定する額 し、当該契約に基づく賠償責任の とする。 限度額は、法令が規定する額とす

る。

現行定款	変更後定款
(監査役の責任免除) 第42条(条文省略) 2. 当会社は会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、 同法第423条第1項に規定する社 外監査役の損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は、法令が規定する額 とする。	査役の損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 27 年 6 月 11 日 (予定)定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 11 日 (予定)

以 上